

●「札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の素案公表と市民意見の募集について

札幌市では、『(仮称)札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するルール』策定検討委員会から11月12日に提出された提言書を基に、「札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の素案をまとめました。これは、市民の皆さんのプライバシー保護への配慮や防犯カメラに対する不安感の解消を図るとともに、事業者の皆さんが設置する防犯カメラの適正な運用を促進するのが狙いです。

12月1日から、この素案を公表し、これに対する市民意見を募集します。

1 ガイドライン(素案)の概要について

(1) これまでの検討経過

- ・ 平成18年8月 市民意識調査の実施
- ・ 平成19年2月 防犯カメラの設置・運用実態調査の実施
- ・ 平成19年6月 検討委員会*の設置(以降、11月まで計5回開催)
- ・ 平成19年11月 検討委員会が「提言書」を札幌市に提出

※「(仮称)札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するルール」策定検討委員会

委員長：常本 照樹=つねもと・てるき=北海道大学大学院教授

委員数：8人

目的：個人のプライバシー保護に配慮し市民の不安を解消するなど、防犯カメラの適正な設置および運用を促進するためのルール策定について、法律上・政策上の諸問題に対する専門的見地からの意見等を取り入れる。

(2) 対象となるカメラ

犯罪の予防を目的(犯罪の予防を副次的目的とする場合を含む)として不特定多数の者が利用する施設や場所*に継続的に設置している画像記録機能を備えているもの。

※「不特定多数の者が利用する施設や場所」

道路、金融機関、スーパー、コンビニ、ゲームセンター、商店街、ホテル・旅館など。なお、マンションに設置されている防犯カメラは、このガイドラインの対象に含まない。

(3) ガイドライン(素案)に掲げた事柄

- ア 設置目的の明確化および撮影の範囲
- イ 管理および運用の体制
- ウ 設置の表示
- エ 画像の適正な管理
- オ 画像の適正な利用
- カ 苦情に対する迅速かつ適切な処理
- キ 設置基準の作成

(4) ガイドライン(素案)の特徴

- ア 政令指定都市では、横浜市に次ぐ全国2番目の取り組みであること。
- イ このテーマとしては全国初となる公募市民(2人)を交え、市民の視点に基づく意見を尊重して検討した結果を踏まえた内容としたこと。
- ウ 目的の明確化や撮影範囲の限定化、また、「捜査機関への画像提供時には文書を求める」など、よりプライバシーに配慮した内容としたこと。

2 防犯カメラに関する札幌市内の状況について

(1) 市民意識調査の結果（平成 18 年 8 月実施）

- ア 6 割を超える市民が、防犯カメラが増えていると感じている。
- イ 95.2%の市民が、防犯カメラの必要性を認識しているが、そのうち約 6 割の市民は、「プライバシーなどの問題に配慮した上で必要」と感じている。
- ウ 約 9 割の市民が、「防犯カメラは犯罪解決に役立つ」と認識している。
- エ 約 3 割の市民が、「防犯カメラによって無差別に撮影されている」という不安を感じている。

(2) 防犯カメラの設置・運用実態調査の結果（平成 19 年 2 月実施）

- ア 札幌市内には少なくとも 8,000 台を超えるカメラが設置されていることが判明。
- イ 約 9 割の設置者は、映像を記録（録画）している。
- ウ 約 6 割の設置者は、映像を提供・貸し出ししたことがあり、その大半は、犯人捜査活動など捜査機関からの依頼に基づくものであった。
- エ 設置者の半数以上は、管理基準・要綱等を未制定である。

3 市民意見の募集について

(1) 意見募集期間

平成 19 年 12 月 1 日（土）～平成 20 年 1 月 4 日（金）（35 日間）

(2) 資料配布場所

区政課（市本庁舎 13 階）、行政情報課（市本庁舎 2 階）、各区役所、各まちづくりセンター

※ 関係資料は、ホームページ（<http://www.city.sapporo.jp/shimin/chiiki-bohan/camera/index.html>）で公開します。

(3) 意見提出方法

所定の様式で送付か持参。

〔応募先〕札幌市市民まちづくり局地域振興部区政課
〒060-8788 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
ファクス 218-5156
Eメール kusei@city.sapporo.jp

4 今後の予定について

寄せられた意見の概要は、それに対する市の考え方と併せて、来年 1 月にホームページなどで公表します。

また、寄せられた意見等を基に、2 月までにはガイドラインを公表できるよう、検討を進めていきます。

問い合わせ先

市民まちづくり局地域振興部区政課 担当：大崎、吉田

電話：211-2252

札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（素案） についてご意見を募集します。

札幌市市民まちづくり局地域振興部区政課

札幌市では、事業者の皆さまを対象とした「札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の策定に向けて検討を進めてきましたが、このたび、その素案をとりまとめましたので、この素案に対する皆さまのご意見を募集します。

今後、お寄せいただいたご意見を考慮して更に検討を行い、ガイドライン案をまとめ、広く公表していく予定です。

また、皆さまからお寄せいただいたご意見などの概要は、それらに対する市の考え方と併せて、平成19年1月頃にホームページなどで公表いたします。

1 公表資料

- (1) ガイドライン策定の背景及び目的（3ページ）
- (2) ガイドラインに盛り込む事柄案の概要（4ページ）
- (3) ガイドラインに盛り込む事柄（案）及び補足（5～7ページ）

2 公表場所

札幌市ホームページによる閲覧

<http://www.city.sapporo.jp/shimin/chiiki-bohan/camera/index.html>

区政課（札幌市役所本庁舎13階）における配布・閲覧

行政情報課（札幌市役所本庁舎2階）における配布・閲覧

各区役所総務企画課広聴係における配布・閲覧

各まちづくりセンターにおける配布・閲覧

3 意見募集期間

平成19年12月1日（土）～平成20年1月4日（金）（35日間）

4 意見の提出方法

(1) 提出方法、様式等

上記の期間内必着で、所定の「ご意見記入シート」か、これに準じた様式で下記提出先への郵送、持参、FAXまたは電子メールにより提出してください（ご意見などの概要を公表する際は、氏名及び住所は公開いたしません）。

なお、電話や口頭によるご意見の受付には応じかねますので、ご了承ください。

(2) 電子メールによる場合の注意事項

ウイルス感染を避けるため、ファイルを添付せず、お使いのメールソフトで、件名に「札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（素案）に対するパブリックコメント」と記載し、本文欄には、「ご意見記入シート」に準じた様式でご意見を記載のうえ、送付してください。

(3) その他

障がいのある方で上記の方法によることが困難な方は、下記の提出先にお越しいただくと、聞き取りでの提出にも対応いたします。

5 意見の提出先

札幌市市民まちづくり局地域振興部区政課（札幌市役所本庁舎 13 階）

住 所：〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

F A X：011-218-5156

Eメール：kusei@city.sapporo.jp

受付時間：平日の午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分（12 月 29 日～1 月 3 日は年末年始のため、閉庁日となります。）

お問い合わせ先

札幌市市民まちづくり局地域振興部区政課

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

電 話：011-211-2252 F A X：011-218-5156

ガイドライン策定の背景及び目的

1 背景

新聞やテレビなどで報道されているとおり、全国的に防犯カメラに記録された画像が犯人逮捕につながるというケースが相次ぎ、犯罪の未然防止や解決に役立つという考えが広がっています。こうした考えにより、札幌市内には、少なくとも8,000台を超える防犯カメラが設置され、市場動向からさらなる増加が見込まれています。

このほか、札幌市が実施した「地域防犯に係る市民アンケート」（平成18年8月）の結果では、多くの市民の方が、防犯カメラの必要性を認めながらも、その約6割の方はプライバシー保護に関する懸念を抱き、さらに、画像の無断・不正使用などの不安を抱いている市民の方も約3割に上ることが判明しています。その一方で、防犯カメラを設置していると考えられる事業者等を対象に札幌市が実施した「防犯カメラの設置運用状況に関する調査」（平成19年2月）により、防犯カメラを設置している事業者の半数以上が、防犯カメラの設置及び運用に関する基準を設けていない事実も併せて明らかとなったところです。

また、設置及び運用のあり方に関するルールについては、いくつかの自治体で策定されているものの、法律等による全国的な一律の基準はなく、設置者の自主的な判断に任されている場合が多い実情となっています。

2 目的

防犯カメラは安全・安心の確保に役立つと考えられている反面、人の容姿等を撮影し、又は記録するものであるため、近年、関連法令等の整備が進んだ個人情報・プライバシーの保護の観点と対峙するという課題を抱えています。

そこで札幌市では、市民のプライバシー保護及び防犯カメラに対する不安感の解消を図り、もって防犯カメラの適正な設置及び運用を促進していくため、事業者の皆さまに配慮をお願いしたい事柄まとめたガイドラインを作成することにしました。

ガイドラインに盛り込む事柄案の概要

1 目的

2 定義

- (1) 防犯カメラ
- (2) 画像

3 設置目的の明確化及び撮影の範囲

4 管理及び運用の体制

5 設置の表示

6 画像の適正な管理

- (1) 画像記録装置の設置場所
- (2) 画像の保管
- (3) 画像の保存期間

7 画像の適正な利用

- (1) 画像の加工禁止
- (2) 知り得た情報の秘匿
- (3) 目的外利用及び外部提供の禁止

8 苦情に対する迅速かつ適切な処理

9 設置基準の作成

ガイドラインに盛り込む事柄（案）及び補足

「1 目的」に掲げる事柄

このガイドラインは、防犯カメラの設置及び運用に関し、事業者等が配慮すべき事項を定めることにより、市民のプライバシを保護するとともに、防犯カメラに対する市民の不安感の解消を図り、もって防犯カメラの適正な設置及び運用を促進することを目的として掲げます。

「2 定義」に掲げる事柄

このガイドラインでは、「防犯カメラ」及び「画像」の用語の定義を、以下のとおり掲げます。

(1) 防犯カメラ

犯罪の予防を目的（犯罪の予防を副次的目的とする場合を含む。）として不特定多数の者が利用する施設や場所に継続的に設置している画像記録機能を備えているカメラ。

(2) 画像

防犯カメラにより撮影し、記録されたものであり、特定の個人を識別できるもの。

※ 不特定多数の者が利用する施設や場所とは、道路、金融機関、スーパー、コンビニ、ゲームセンター、商店街、ホテル・旅館などがあります。

なお、マンションに設置されている防犯カメラについては、このガイドラインの対象には含みません。

「3 設置目的の明確化及び撮影の範囲」に掲げる事柄

防犯カメラを設置し、撮影する場合の留意事項を、以下のとおり掲げます。

(1) 設置の目的を明確にすること。

(2) 目的を達成するために必要な範囲に限り撮影すること。

「4 管理及び運用の体制」に掲げる事柄

防犯カメラ及び画像を管理し、運用するための体制を、以下のとおり掲げます。

- (1) 防犯カメラの設置者（以下「設置者」という。）は、防犯カメラ及び画像の適正な管理及び運用を図る。
- (2) 設置者は、必要があると判断する場合には、防犯カメラ及び画像の適正な管理及び運用に係る責任者（以下「管理責任者」という。）を指定する。
- (3) 設置者又は管理責任者は、必要があると判断する場合には、防犯カメラの操作及び画像の取扱いを行う担当者（以下「操作担当者」という。）を指定し、それ以外の者による操作及び取扱いを禁止する。

「5 設置の表示」に掲げる事柄

設置者は、設置区域内の見やすい場所に防犯カメラを設置していることをわかりやすく表示する、ことを掲げます。

※ 本項は、個別のカメラごとの設置表示を求めているものではありません。

「6 画像の適正な管理」に掲げる事柄

画像を取り扱う者が行う画像の適正な管理について、以下のとおり掲げます。

- (1) 画像記録装置の設置場所
防犯カメラの画像記録装置は、施錠可能な事務室内など、一般の者が出入りできない場所に設置する。
- (2) 画像の保管
画像を記録した媒体は、施錠可能な事務室内、事務室内の施錠可能な保管庫内などで保管する。
- (3) 画像の保存期間
画像の保存期間は、原則として1ヶ月以内とし、保存期間を経過した画像は、速やかに消去する。

「7 画像の適正な利用」に掲げる事柄

画像を取り扱う者が行う画像の適正な利用について、以下のとおり掲げます。

(1) 画像の加工禁止

画像は、撮影時の状態のまま保存し、加工はしない。

(2) 知り得た情報の秘匿

画像から知り得た情報は、第三者に漏らさない。

(3) 目的外利用及び外部提供の禁止

画像及び知り得た情報は、防犯カメラの設置目的以外に使用し、又は提供しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

ア 法令に基づく手続により照会等を受けた場合

イ 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合。ただし、捜査機関が画像の提出を求める場合は文書による。

ウ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合

エ 本人の同意がある場合

オ 本人の請求に基づき、本人に提供する場合

「8 苦情に対する迅速かつ適切な処理」に掲げる事柄

設置者は、防犯カメラの設置等に関する苦情の適切かつ迅速な処理をする、ことを掲げます。

「9 設置基準の作成」に掲げる事柄

(1) 設置者は、防犯カメラの設置等に当たって、3から8に沿った基準を作成する、ことを掲げます。

(2) 設置者は、管理責任者及び操作担当者に当該基準を遵守させる、ことを掲げます。

(3) 防犯カメラ及び画像の管理及び運用に関する業務を委託する場合には、受託者に当該設置基準を遵守させる、ことを掲げます。

市政等資料番号	02-A01-07-771
---------	---------------